



中区制 100 周年記念事業「区民提案事業」 募集要項

昭和 2 年に誕生した中区は令和 9 年に区制 100 周年という記念すべき年を迎えます。
中区制 100 周年を祝い、区民の皆さまとともに盛り上げていくため、区民の皆さまが
主体となった記念事業・行事（提案事業）を募集します。

ご応募いただいた事業等は、「中区制 100 周年記念事業補助金交付要綱」（以下、要綱）
に基づき、「中区制 100 周年記念事業実行委員会」（以下、実行委員会）で審査を行い、
承認を受けた事業に対して補助金を交付します。

補助金交付の申請にあたっては、本募集要項及び要綱をご確認ください。

1 募集期間・事業実施期間・審査

【第 1 期】

- 募集期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 6 月 30 日（火）まで
- 実施期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 12 月 31 日（金）までに実施する事業が対象
- 審査：令和 8 年 7 月 31 日（金）までに審査を実施し、8 月 31 日（月）までに結果を通知
- 補助金交付：事業実施後、指定の様式で「報告書」をご提出いただき、実施内容を確認したのちに交付します。なお、事業を実施しなかった（中止）場合は、交付しません（前払いはしません。）。

【第 2 期】

- 募集期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- 実施期間：令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 9 年 12 月 31 日（金）までに実施する事業が対象
- 審査：令和 8 年 10 月 30 日（金）までに審査を実施し、11 月 30 日（月）までに結果を通知
- 補助金交付：事業実施後、指定の様式で「報告書」をご提出いただき、実施内容を確認したのちに交付します。なお、事業を実施しなかった（中止）場合は、交付しません（前払いはしません。）。

【参考】区制 90 周年「区民提案事業」

募集：平成 28 年（前年度）6 月 10 日～8 月 31 日

実施期間：平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの事業を対象

2 補助対象団体

次の要件全てに該当するものとします。ただし、同一団体が受けることができるこの要領における補助金の交付は、**第1期・第2期それぞれ各1回**とします。

- (1) 団体の所在地が中区内に所在し、又は主たる活動場所が中区内であること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (3) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。

3 補助対象提案事業と同じ

次の要件全てに該当するものとします。

- (1) 補助対象団体が実施する事業・行事
- (2) 募集期間ごとに定めた次の期間で実施する事業・行事
 - ア 第1期
令和8年10月1日（木）から 令和9年12月31日（金）まで
 - イ 第2期
令和9年1月1日（金）から 令和9年12月31日（金）まで
- (3) 中区制100周年を記念し、盛り上げ、区民の祝祭感・一体感・地域愛を醸成する事業・行事

4 補助対象経費

事業費のうち補助対象事業を実施するために必要な経費で、概ね次のとおりとします（以下の項目の経費でも中区制100周年記念事業に関連しない経費は除く）。

- (1) 企画費
- (2) 広報・宣伝費
- (3) 事業・行事運営費
- (4) 施設・設備使用料
- (5) その他補助対象、補助対象外経費については、要綱をご覧ください

5 補助金額

補助対象経費の総額の1/2以内で最大20万円まで補助します。

なお、千円未満の端数は切り捨てます。

補助金の交付申請を行った団体の多寡その他の事情を勘案し、補助金の額及び交付先団体の数について、総予算額の中で調整する場合があります。）

6 補助金交付の申請

補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書（第1号様式）に要綱に記載の必要な書類を添付し、実行委員会委員長へ提出してください。

7 審査・選考

要綱別表の審査基準に基づき、実行委員会で申請書類の内容を厳正に審査します。選考結果については、書面により通知します。

8 事業の実施報告

補助金の交付を受けることとなった団体は、事業終了後、速やかに、補助事業終了報告書（第4号様式）に要綱に記載の必要な書類を添付し、実行委員会委員長へ提出してください。なお、事業の中止、又は計画の変更が生じた場合は、速やかに理由書を添えて実行委員会委員長に報告してください。

9 補助金の確定

実行委員会委員長は、提出された補助事業終了報告書を精査し、補助対象経費に係る支出として実際に要した額を確定した上で、補助金の交付額として認められる額を最終的に確定します。

10 補助金の交付

補助金の交付を受けることとなった団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第3号様式）に補助金交付決定通知書の写しを添付し、同通知書により指定された期限までに実行委員会委員長へ提出してください。また、補助金の交付後に、補助金を適切に使用しなかったことが判明した場合は、要綱第11条に基づき、補助金の全部又は一部の返還を行わなければなりません。

11 申請書類

(1) 補助金交付申請時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書【第1号様式】
- ② 事業計画書【第1号様式添付書類(1)】

※ 主な事業内容に中区制100周年記念事業としての特徴や、中区政100周年と関連した独自の企画などを必ず盛り込んでください。

- ③ 広報計画書【第1号様式添付書類(2)】

- ④ 資金計画・収支予算書【第1号様式添付書類(3)】
 - ⑤ 団体の規約類（※書式は問いません。各団体で作成されたものを提出）
- (2) 補助金交付の請求申請時に必要な書類
補助金交付請求書【第3号様式】
- (3) 事業終了後に提出が必要な書類
- ① 補助事業終了報告書【第4号様式】
 - ② 実績報告書【第4号様式 添付書類(1)】
 - ③ 収支決算報告書【第4号様式 添付書類(2)】
 - ④ 写真、印刷物等の補助事業の実施状況が分かる資料
 - ⑤ 補助対象経費に係る収支計算に関する領収書その他支出を証する書類、または、その写し

12 申請方法・申請先

下記の方法にて申請してください。

<郵送の場合>

〒231-0021 中区日本大通 35 番地

中区役所地域振興課（6階 64番窓口）

中区制100周年記念事業実行委員会事務局・区民提案事業担当

<持参の場合>

中区役所地域振興課（6階 64番窓口）

【受付時間：月～金（祝日除く）8時45分～17時15分】

<メールの場合>

na-chishin@city.yokohama.lg.jp

13 問合せ先（事務局）

事業の内容等、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

中区制100周年記念事業実行委員会事務局・区民提案事業担当

中区役所地域振興課 TEL (045) 224-8136 FAX (045) 224-8215

E-mail na-chishin@city.yokohama.lg.jp